

1. 件 名：「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 HTTR 原子炉施設の新規制基準への適合性の確認に関する事業者ヒアリング（211）」

2. 日 時：令和2年9月9日（水）16時10分～17時50分

3. 場 所

（1）原子力規制庁10階南会議室

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

※ 本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者

（1）原子力規制庁 原子力規制部

新基準適合性審査チーム

榭見安全審査官、荒川安全審査官

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高温工学試験研究炉部 部長 他7名

建設部 施設技術課 担当者

5. 議事要旨

（1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、大洗研究所（北地区）のHTTR原子炉施設の設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）申請（第1回～第4回）^{※1～4}に係る審査会合^{※5～7}における指摘事項及びその後のヒアリングにおける確認事項のうち第4回申請に係るもの及び新規制基準対応に係る保安規定^{※8}の記載の方針について、配付資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、上記（1）の説明に対し、主に以下の事実確認を行った。

①資料3について

・ 保管廃棄施設が新設されることから、設置変更許可申請時に評価された周辺監視区域境界の実効線量に及ぼす保管廃棄施設の影響について説明すること。

②資料4について

・ 今回の説明は、保安規定のうち、HTTRの管理（第6編）に係る条項に限るとのことであるが、設置変更許可申請書の記載に係る大洗研究所（北地区）共通の放射線管理（第2編）や放射性廃棄物等の管理（第3編）についても、HTTRの新規制基準適合性審査の対象となることから、今後説明すること。

・ 設置変更許可申請書と保安規定の整合性に関して、設置変更許可申請書において運用を保安規定等に定めるとしている事項については、保安規定又は下部規定のどちらに記載するか説明すること。

・ 設工認（第1回申請）で使用済燃料貯蔵プールの温度及び水位の警報が追加されているが、保安規定第25条の警報装置の作動条件や第35条の施設定期自主検査の計器の校正について記載されていないため、記載の要否を説明すること。

（3）原子力機構から、上記（2）の確認事項について了解し、今後のヒアリング及び審査会合で説明し、必要に応じて補正を行う旨の回答があった。

6. 配付資料

(1) 原子力機構からの配付資料

資料1 HTTR 設工認 第4回申請(R2.3.30)に係るコメント回答(耐震性)

資料2 HTTR 設工認 第4回申請(R2.3.30)に係るコメント回答
(耐震性(波及的影響含む))

資料3 HTTR 設工認 第4回申請(R2.3.30)のコメントに係る回答(保管廃棄施設)

資料4 大洗研究所(北地区)原子炉施設保安規定の新規制基準対応に係る記載の方針
について

資料5 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 HTTR 第1回～第4回設工認確認
事項管理表

- ※1 [日本原子力研究開発機構から HTTR 原子炉施設の変更に関する設計及び工事の方法の認可に係る申請\(第1回申請\)の一部補正を受理\(平成30年7月30日ホームページ掲載\)](#)
- ※2 [日本原子力研究開発機構から HTTR 原子炉施設の変更に関する設計及び工事の方法の認可に係る申請\(第2回申請\)の一部補正を受理\(令和2年7月20日ホームページ掲載\)](#)
- ※3 [日本原子力研究開発機構から HTTR\(高温工学試験研究炉\)の変更に係る設計及び工事の方法を認可申請書\(第3回申請\)の一部補正を受理\(平成31年4月25日ホームページ掲載\)](#)
- ※4 [日本原子力研究開発機構から HTTR\(高温工学試験研究炉\)の変更に関する設計及び工事の方法の認可に係る申請\(第4回申請\)を受理\(令和2年3月30日ホームページ掲載\)](#)
- ※5 [第353回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合](#)
- ※6 [第359回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合\(合同開催\)](#)
- ※7 [第365回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合\(合同開催\)](#)
- ※8 [日本原子力研究開発機構から HTTR\(高温工学試験研究炉\)に係る設置変更許可申請の一部補正及び保安規定の変更認可申請を受理\(平成30年10月17日ホームページ掲載\)](#)